

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の社会福祉法人C（以下「施設」という。）に採用され、生活支援員として就労していた。

請求人によると、同年〇月〇日午後0時50分頃、施設内にある職員室の通路で施設利用者と立ち話をしていたところ、後方から小走りで近づいて来た同僚に接触され（以下「本件出来事」という。）、バランスを崩して腰を痛めたとしている。

請求人は、本件出来事当日及び翌日は普段どおり勤務した後、週明けの同月〇日、D整形外科に受診し「腰部挫傷、腰部神経根症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の理由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日午後0時50分頃、施設内にある職員室の通路で施設利用者のEと立ち話をしていたところ、後方から小走りで近づいて来たFに接触された際、バランスを崩して腰を痛めたとし、本件出来事についてはGが現認している旨主張しているので、以下検討する。

(2) 本件出来事の実事関係については、決定書理由第2の2の(2)のAないしエに説示するとおりであり、請求人が接触したと主張するFは、請求人との接触の事実を完全に否定しており、また、請求人が現認者と主張するGも、本件出来事について見ていないこと、実習は午後1時のラジオ体操が終わってから行うので、昼休み時間中に実習が始まることは絶対にあり得ない旨申述していることから、当審査会としても、本件出来事を裏付ける資料はなく、災害発生の実事を認めることはできないものと判断する。

(3) 以上のとおり、災害発生の実事が認められないことから、本件については、業務との因果関係を認めることはできないが、念のため、請求人が主張する腰部の疾病に関して、医証をみると、同第2の2の(2)のオないしキに説示するとおりである。

すなわち、請求人が最初に受診したH医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「初診時、他の職員がわざとぶつかってきたと述べていた。訴えの割には所見は軽度であり、積極的な治療も希望しなかった。腰痛の発症を否定できないが、心因(性格かも)的要素が強いように思われる。現症との

因果関係は不明である。」と述べ、また、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人は、平成〇年〇月〇日に腰痛、両側大腿後面の痛みを訴えて一度受診しているが、受診する2、3日前に保育所で力仕事をして発症し、中腰や腰掛の姿勢がっらいと述べていた。腰椎の動作時痛はあったものの、明らかな神経学的脱落所見は認められず、X線写真では下位腰椎の椎間腔の狭小化が認められた。今回（平成〇年〇月）のX線像は前回と比較して特に変化していない。素因のない人が、今回のような軽微な外傷で腰仙部痛や左足底のしびれが発症することは考えにくい。」と述べている。I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「X線写真で明らかな外傷性変化や神経学的異常所見が認められなかったことから、H医師が外傷と症状との間に因果関係が明らかでない」と記載しているのは妥当である。」と述べている。

以上のとおり、請求人は、平成〇年〇月にX線写真で下位腰椎の椎間腔の狭小化が認められており、平成〇年〇月のX線像ではその状況が特に変化していないことが認められることから、当審査会としても、Fとの接触によって腰部を痛めたとの請求人の主張事実は認めることはできないと判断する。

(4) 以上のことから、当審査会は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、前記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。